

令和3年1月4日
東北地方整備局
総務部契約課

入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて

この度、入札及び契約に係る手続における押印等の見直しを行い、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 入札及び契約に係る手続のオンライン化について
「電子調達システム（政府電子調達:GEPS）」、「電子入札システム」及び「電子契約システム」の利用により、電子入札、電子契約が可能となっておりますので、積極的にご利用ください。
- 2 事業者におけるオンライン手続が困難な場合の書面手続について
以下のとおり、押印を省略することができます。
なお、押印省略しない場合は従前の取扱いとなります。
 - (1) 押印を省略できる書類
 - ① 請書
 - ② 見積書
 - ③ 請求書
 - ④ その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類
※契約書や建設工事に係る請書は、法令により押印が求められているため、除かれます。よって、契約締結に関することを委任事項に含む委任状も除かれます。
 - (2) 押印省略する場合の記載事項
押印を省略する場合は、当該書類に以下について必ず記載いただきます。
 - ・『責任者及び担当者』の氏名及び連絡先なお、原則、記載の連絡先に在籍の確認をさせていただくこととなります。
 - (3) 本取扱いの開始時期
令和3年1月1日以降に調達手続を開始する案件についての取扱いといたします。

ご不明な点等につきましては、下記までお問い合わせください。

《本件に関する連絡先》

東北地方整備局総務部契約課 調査係

TEL:022-225-2171(内線:2521)